令和４年度事業計画

（令和４年４月1日から令和５年３月31日）

第１　事業計画の概要

令和３年４月１日、香川県において「犯罪被害者等支援条例」が施行されたことから、被害者やそのご家族（以下「被害者等」という。)に対して、同じ地域で安心して住み続けられ、被害者等の個々の事情に応じて適切な支援が途切れることなく行えるよう、かがわ被害者支援センターとしての相談体制を強化し、支援の質の向上をはかる。また、その相談業務を支える安定的財政基盤の充実に向けて取り組む。

そのほか、香川県からの業務委託事業である性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」においても、被害者等のお気持ちに寄添いながら関係機関と連携し被害回復に努める。

　 また、相談業務及び研修事業においては感染症対策を講じながら行う。

第２　事業の実施に関する事項

　１　公益目的事業１　犯罪被害者支援事業

　　(1)　被害者等に対する電話相談、面接相談及び専門家相談

　　　　○電話相談（270件）

　　　　　相談専用電話により被害者等から相談を受理し各種情報提供を行う。

　　　　　時間外相談については、全国被害者支援ネットワーク「犯罪被害者等電話サポートセンター」を経由し、必要に応じて対応する。

　　　　○面接相談（90件）

　　　　　犯罪被害相談員対応の面接相談を通じて、各種情報提供を行う。

　　　　○心理カウンセリング（70件）

　　　　　臨床心理士等による無料の心理カウンセリングを行う。

　　　　○法律相談（40件）

　　　　　弁護士による無料の法律相談を行う。

　　(2)　被害者等への物品供与又は貸与、役務の提供等による直接支援事業

　　　　○危機介入（20件）

　　　　　被害直後の被害者等に対する必要な生活支援等を行う。

　　　　○付添い(120件)

　　　　　被害者等の要望を踏まえ、病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添い支援を行う。

　　(3)　犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を

補助する事業

○申請書類作成補助（２件）

　　犯罪被害者等給付金の支給裁定申請書類の作成補助を行う。

(4)　被害者自助グループへの支援事業

　　　　○各種支援（２回）

　　　　　自助グループ「あかり」の活動への支援とともに、同じ境遇の方との面談を希望された際の情報提供を行う。

　　(5)　犯罪被害相談員等の養成及び研修事業

　　　　○新規相談員等の募集及び養成（10人×10回）

　ボランティア相談員を募集し、養成講座を開催する。

　　　　○相談員等の継続研修（10人×12回・毎月実施）

　　　　　相談員等の支援の質向上を図るため継続研修を実施する。

　　　　〇ケース検討会（10人×12回）

　　　　　被害者等のニーズに応えられるよう、事例を基に検討会を実施する。

　　　　○全国被害者支援ネットワーク研修（２人×３回）

　　　　　全国どこでも同じ支援が提供できるよう、ネットワーク主催研修に参加する。

　　(6)　被害者支援に関する広報啓発事業

　　　　○被害者支援講演会(２回)

　　　　　関係機関、県民に対する被害者支援の広報・啓発として、事件、事故のご遺族等による講演会を行う。

　　　　　・１回目　日時：令和４年６月１日、午後１時から午後３時　(予定)

　　　　　　　　　　講師：未定

　　　　　　　　　　場所：香川県社会福祉総合センター大会議室

　　　　　・２回目　日時：令和４年11月ごろの予定

　　　　　　　　　　講師及び場所：未定

　　　　○各種メディアを活用した広報啓発の実施

　　　　　当センターの活動を積極的にメディアに広報するとともに、関係機関・団体等に広報資料を提供する。

　　　　〇広報用グッズ等の作成

　　　　　広報用グッズを作成して配布する。

　　　　〇講師派遣

　　　　　被害者支援についての広報啓発のための講師を積極的に派遣する。

〇 LINEスタンプ販売による広報啓発事業を引き続き行う。

(7)　その他必要な事業

　　　　○賛助会員への加入促進

　　　　　新規の加入を県内の企業等に働き掛ける。

　　　　○支援自動販売機の増設

　　　　　寄付型自販機を県内の企業等に働き掛ける。

　○テーマ募金活動の実施

　　　　　香川県共同募金会の取組みであるテーマ募金に応募して、「犯罪被害者支援活動募金」を実施する。

○ホンデリング

不要になった本を犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用する。

２　公益目的事業２　性暴力被害者支援事業（「オリーブかがわ」）

1. 性暴力被害者等に対する相談事業

　　　　相談専用電話により被害者等からの相談を受け付け、その時々に必要とする情報提供及び関係機関等の支援をコーディネートする。

　(2)　総合的支援事業

　○医療面のケア

　　　　必要に応じて産婦人科医療等に被害者を迅速かつ確実につなぐための支援を行う。

　○病院等関係機関への付添い

　　　　被害者の同意を得た上で、病院等に予め被害者に関する必要な情報を伝えるとともに、被害者等の要望に基づき付添い支援を行う。

　○心理カウンセリング及び法律相談

　　　　心理カウンセリングが必要と判断され、それに同意した被害者等には、臨床心理士等によるカウンセリングを行う。

　　　　被害者等に弁護士による法律相談が必要と判断された場合で、かつ被害者等が法律相談を希望する場合には、弁護士による法律相談を行う。

　○関係機関等との連携

　　　　相談によって把握した被害者等のニーズに基づき、支援の選択肢を示すとともに、必要な支援を行っている関係機関等に確実につなぎ、総合的支援を行う。

(3)　医療費等に関する公費支出事業

　　被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出を行う。

　　【公費支出の内容】

　　　ａ　医療費の自己負担分（初回診察料、検査費用、証拠採取費用等）

　　　ｂ　心理カウンセリング費用

ｃ　法律相談費用

(4)　相談員等の研修

○相談員等の継続研修（10人×12回）

　　　　　相談技術の質の向上を図るため継続研修を実施する。

〇ケース検討会（10人×12回）

　　　　　被害者のニーズに応えられるよう、事例を基に検討会を実施する。